最終更新日：2017年2月7日
クミアイ化学工業株式会社
取締役社長　小池好智
問合せ先：常務取締役総務部長　高木　誠
証券コード：4996
http://www.kumiai-chem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するとともに、株主重視の観点で法令・倫理の遵守及び経営の透明性を高めるために、経営管理体制の整備・充実を図っていくことを重要な課題と位置づけております。
利害関係者との関係につきましては、当社の行動規範において、次の4項目を定めております。

（1）株主等
役員をはじめとして全従業員は、株主その他の投資家に対する情報の開示を重視し、適切な開示に努め、事業活動に対する理解と信頼を得るよう努力します。
（2）顧客等
役員をはじめとして全従業員は、主要な製品である農薬を通して農業の安定生産に貢献し、同時に安全・安心な農産物作りに資するよう努力します。
（3）取引先
役員をはじめとして全従業員は、取引先の地位や権利を尊重し、取引の際は法令や商慣習を遵守した契約に基づき、取引先と健全な関係を維持します。
（4）全従業員
当社は、全従業員の能力開発と自己の実現の機会を可能な限り提供します。

以上の4項目を踏まえ、今後とも利害関係者の立場を尊重する企業風土の醸成を図るとともに、社内体制の整備・充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】
当社は、株主総会招集通知の英訳に関しましては、海外投資家比率が低いことから、現在実施しておりません。海外投資家比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【原則3-1】
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行っております。
(1) 企業理念、経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等で開示しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等で開示しております。
(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続きについては、より透明性・公正性の確保を図るための機関設置等を含めて検討してまいります。
取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会で審議の上決定しております。
(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、より透明性・公正性の確保を図るための機関設置等を含めて検討してまいります。経営陣幹部の選任と取締役候補者及び監査役候補者の指名に当たっては、下記1)～3)を総合的に判断し、手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うことで実効性を確保しております。社外役員の選任理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
1) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については、当社の企業理念、経営理念を理解し、当社取締役としての人格、見識、能力を有するとともに、法令遵守及び企業倫理の遵守に徹する良識を有していること等を総合的に判断し、選任及び指名を行う。
2) 監査役候補者の指名については、当社の企業理念、経営理念を理解し、当社監査役として公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、法令・定款違反を未然に防止するとともに、経営の健全性及び透明性の確保に貢献できること等を総合的に判断し指名を行う。
3) 社外役員候補者の指名については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、安全・安心な食と農、環境、経営、経済、法務、会計、監査等の分野で豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、取締役会に対する適切な助言・意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し指名を行う。
(5) 取締役候補者及び監査役候補者の指名理由は株主総会招集通知で開示します。

【補充原則4-2-1】
当社の経営陣に対する報酬は、役位に応じて支給される報酬及び業績に応じて支給される報酬で構成されております。今後は中長期的な業績連動及び自社株による報酬を含めて、報酬体系について検討してまいります。

【原則4-8】
現時点で独立社外取締役1名を選任しており、独立社外取締役は大学教授として培われた経験と高い学識を活かした外的な視点から、取締役会における業務執行を十分に監督しております。独立社外取締役としての役割・責務を十分に果たしておりますが、今後、複数選任の社会的な要請が高まっていることを念頭におきながら、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-11-3】
当社は、取締役会全体の実効性に関し、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行います。この分析・評価については、2016年度における取締役会の運営状況を踏まえ、実施する予定でおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社の政策保有株式については、投資先企業との取引その他の関係の維持・強化等事業活動上の必要性、当社事業におけるシナジー効果、リ

ターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や当社の中長期的な企業価値の向上に資するか等を総合的に検討して、合理性が認められる場合に保有することがあります。投資後においても投資対象会社のモニタリングを随時行い、同株式の買い増しや処分の要否は、当社の企業価値向上に必要か、他に有効な資金活用はないか等の観点で取締役会において検証を行っております。
同株式における議決権行使は、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重した上で、その議案が当社企業価値向上に資することを前提として、投資先企業の株主価値向上の観点から判断し、適切に議決権を行使することを基本としております。

【原則1-7】
当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役と会社間の取引及び競業取引ならびに利益相反取引については、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会での決議・承認を要することとしています。また、当社のすべての役員及び子会社の社長に対して、期末時点での関連当事者間の取引の有無について確認を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。
なお、関連当事者との取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会において、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債及び新株予約権に関する事項、会社財産等に関する事項等、その他の事項、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項について、審議の上決定しております。
また、当社は、「職制規程」等に基づき、経営陣の決裁事項を明確に定め、取締役会が決定した経営方針に従い、代表取締役の指揮・監督の下で適正な業務執行にあたっております。

【原則4-9】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立役員の基準をもとに、取締役会で審議の上独立社外取締役の候補者を指名しております。

【補充原則4-11-1】
当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役の多様性及び適正人数を保つこととしております。
取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、専門的知識と豊富な経験を有する取締役候補者をバランス良く指名する方針としております。また、本方針のもと、代表取締役が取締役会に取締役候補者の指名について提案し、取締役会で審議の上決定しております。
社外取締役に関しては、上記に加えて、東京証券取引所が定める独立役員の基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとして候補者を指名しております。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役・監査役の重要な兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
現状、当社の取締役・監査役ともに、他の上場企業の役員の兼任は合理的な範囲内としております。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役・監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む取締役・監査役に対し、当社の研究所・工場等主要拠点の見学、説明会及び事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援しております。また、当社は、取締役・監査役の業務を行うに当って必要な基本知識を学ぶための外部トレーニングの機会を提供するとともに、その費用を負担しており、取締役・監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行っております。

【原則5-1】
当社は、IR担当取締役がIR活動全般を統括し、機関投資家等の株主との対話（面談）について、担当部門である経営管理部及び総務部が連携を取り積極的に対応しております。また、決算説明会を中間期、期末に開催し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況・戦略を伝えるとともに、IR担当部門が個別株主との対話（面談）やIR取材を積極的に受けております。対話を通じて把握された株主・投資家の皆様のご意見・ご懸念等はIR担当部門でとりまとめ経営陣に報告され、その後のIR活動に活かす等、適切に対応しております。また、当社は、「内部者取引ならびに重要事実管理規則」に基づき、インサイダー情報の管理・徹底を図るとともに、機関投資家等の面談の設定では四半期末及び決算期末の2週間前から決算発表までの期間をサイレント期間として設定し情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
全国農業協同組合連合会	26,527,844	30.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,421,500	5.08
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	2,824,500	3.24
静岡県経済農業協同組合連合会	2,770,912	3.18
スルガ銀行株式会社	2,609,376	3.00
農林中央金庫	2,588,320	2.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,400,200	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,898,800	2.18
イハラケミカル工業株式会社	1,508,651	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,083,200	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田寛二	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田寛二	○	――	同氏は、大学教授として世界の農業に関わる環境社会学研究を通じて長年培われた経験と高い学識を活かし、当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため選任いたしました。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は事業所監査に同行する等必要に応じて連携を取り、監査業務を行っております。
また、当社は内部監査部門として「コンプライアンス統括室」を設置しております。常勤監査役はコンプライアンス統括室長とともに社内重要会議に出席し、当社及びグループ会社の業務及び財産状況を監査しており、内部統制システムやリスク管理体制の整備・充実を図るとともにコンプライアンスに基づく監査体制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
泉澤和行	他の会社の出身者													○
久保省三	その他							○		○				
鎌野　厚	その他							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉澤和行	○	―――	同氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため選任いたしました。また、同氏は当社の取引金融機関である農林中央金庫出身ですが、同金庫を退職して5年以上経過しているため、当社の経営及びガバナンスに与える影響は希薄であること、さらに、当社監査役就任後は他の会社等との兼務はなく、常勤監査役として当社の監査業務に専念される予定であることなどから、一般株主との利益相反の生じる恐れはなく、独立性の基準を満たしていると当社は客観的に判断し、独立役員に指定しております。
久保省三		当社筆頭株主であり当社主要取引先である全国農業協同組合連合会の営農販売企画部長	当社の業務に関係のある農業団体の役職者としての識見に基づく外部の視点を当社の監査に反映させるため社外監査役に選任しております。
		当社主要株主であり当社主要取引先であ	当社の業務に関係のある農業団体の役職者としての識見に基づく外部の視点を当社の監査

鎌野　厚		る静岡県経済農業協同組合連合会の企画管理部長	に反映させるため社外監査役に選任しておりま す。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点検討しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・平成28年10月期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）に取締役11名に支払った報酬は182百万円（当事業年度に係る退職慰労引当繰入額34百万円を含み、使用人兼務取締役の使用人給与相当額34百万円を除く）であります。
・上記の金額には、社外役員の報酬額28百万円（社外取締役1名、社外監査役4名）を含んでおります。
・上記の人数には無報酬の取締役の人数は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、個々の報酬額につきましては、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役の協議により決定しております。
なお、役員退職慰労金につきましては、その役職と在任期間に基づき、内規により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

「取締役会」、「監査役会」の議事録の写しを配布し、議事内容の周知に努めており、また、社外監査役の出席の便宜を図るため、取締役会の日程を予め決めて、周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営管理組織として、「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。
「取締役会」は取締役13名（うち社外取締役1名）で構成され、経営のチェック機能を強化する観点から社外監査役も出席し、重要な業務執行の意思決定を行っております。
「常勤役員会」は常勤の役員で構成され、原則月2回開催し、業務執行の意思決定を行っております。
「経営会議」は役付取締役で構成され、必要の都度開催し、重要な経営戦略及び業務執行に関して協議を行っております。
当社は、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程等により、グループ企業に関する管理上の基本事項を定めております。所管部門がグループ企業の取締役等から適時報告を受ける体制を整備するとともに、財務報告の信頼性を確保するためにグループ企業も含めた財務体制に係る内部統制の体制を構築し、その整備・運用状況を継続的に評価しております。
当社の「監査役会」は監査役4名で構成されており、うち3名が社外監査役です。監査役は、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役会に

出席するほか、各部門や事業所の監査を行い、監査の実施状況及び経営情報を各監査役間で共有し、意思の疎通を図りながら監査を行っております。
当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名です。
社外取締役の池田寛二氏は大学教授として世界の農業に関わる環境社会学研究を通じて長年培われた経験と高い学識を活かし、当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため選任しております。なお、当社との特別の利害関係はありません。
また、池田寛二氏を東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員として指定しております。
常勤監査役泉澤和行氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。監査役久保省三氏は、当社筆頭株主であり当社主要取引先である全国農業協同組合連合会の営農販売企画部長であります。同氏は全国農業協同組合連合会での長年の経験と幅広い見識を有しております。監査役鎌野 厚氏は、当社主要取引先である静岡県経済農業協同組合連合会の企画管理部長であります。同氏は静岡県経済農業協同組合連合会における長年の経験と幅広い見識を有しております。
また、社外監査役のうち常勤監査役泉澤和行氏を東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員として指定しております。
なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性についての特段の定めはありませんが、選任にあたっては、高い専門性や実務経験、幅広い見識を客観的かつ公正に反映する機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方としております。
監査役の機能強化に係る取組み状況につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門との連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」の欄の記載内容をご参照ください。
当社は、芙蓉監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の会計に関する監査を受けております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、
・松村淳旨 氏
・鈴木信行 氏
であります。(継続監査年数は7年以内のため、記載は省略しております)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

常勤監査役(社外監査役・独立役員)が「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」に加えて社内のその他重要会議に出席し、業務執行に対する監査機能強化を図っており、また、「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」は、社内の規程により各々の業務執行に関する意思決定の基準を定めてその範囲で運営され、その決定に基づき業務執行がなされているなど、経営チェック機能を十分発揮している体制であると当社は判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集ご通知の早期発送に努めており、本年は法定期日の2日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算、1月総会会社であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は平成29年1月27日開催の第68回定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は平成29年1月27日開催の第68回定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	株主総会において、出席株主の便宜を図るため、プロジェクターを利用して、議事に関する情報を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、「IRポリシー」として、1. 基本方針、2. 将来の見通しについて、3. 沈黙期間についての各項目を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、「有価証券報告書」、「決算短信」、「事業報告書」、「業績の推移（過去5年間）」、「随時情報」、「英文決算短信」等を掲載し、株主への閲覧に供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範において、株主等、顧客等、取引先及び全従業員などの利害関係者の立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動に関しましては、「企業の存在意義は社会貢献にある」のビジョンの下で引き続き積極的に取り組んでおります。東北地方の里山・緑地の回復を目的とした「どんぐりプロジェクト」は、本年、当社が栽培した苗木を宮城県の海岸に植樹いたしました。また、本年も、農業教育への貢献を目的とした「学生懸賞論文」を募集いたしました。その他様々な活動を継続して行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の行動規範において、株主その他の投資家に対する情報の開示を重視し、適切な開示に努め、事業活動に対する理解と信頼を得るよう努力することを定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当グループは、「社会の変化を的確に捉え、明確な判断と迅速な意思決定により課題を解決し、持続的な成長を成し遂げ、厳しい競争環境を勝ち残る永続企業を目指す」ことを基本方針として事業活動に邁進いたします。その実現のために次の5つを重要方針として定めております。

（1）持続的成長の維持 （2）企業体質の強化 （3）研究開発の促進 （4）海外事業展開の推進 （5）人材と組織の育成強化、これら5つの重要方針を各部門がさらにブレイクダウンし、細分化した課題の達成に努めております。

コンプライアンス体制の整備状況につきましては、会社全般のコンプライアンスに係る事項を統括する部門として「コンプライアンス統括室」（専任2名、兼任1名）を設置するとともに、コンプライアンスに関する重要な事項を審議するため代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。
コンプライアンス体制の構築とコンプライアンスの周知徹底を図るため、グループ企業を含むコンプライアンスに関する行動憲章と内部通報制度（ヘルプライン）等の整備に加え、当社独自の行動規範、行動基準、倫理基準を策定し、コンプライアンス体制を維持しております。また、当社の行動規範、行動基準、倫理基準は当社ホームページにおいて公開しております。
また、コンプライアンス統括室長は常勤監査役とともに社内重要会議に出席し、当社及びグループ企業の業務及び財務状況を監査しており、内部統制を図っております。

職務執行につきましては、社内規則（業務分掌規程、職制規程等）の規定により、職務権限並びに意思決定方法が定められており、適正かつ効率的に職務の執行が行える体制になっております。部門業務の変更等があった場合は、業務分掌規程の変更を中心に常勤役員会で審議をする体制になっております。

リスク管理体制の整備状況につきましては、「経営リスク管理規程」を策定し、会社の経営目標の達成を阻害する要因となる経営リスクが発生した際は、リスク対策本部を設置して対策を行うことを定めております。なお、環境面のリスクについては環境マネジメントシステムISO14001によりリスク管理が行われております。

情報管理体制につきましては、文書管理規程により、部門別に文書管理責任者を定め文書の管理を実施しており、保存期間についても文書ごとに規定されております。いずれの文書も取締役及び監査役から閲覧要請があった場合には、即時対応できる体制となっております。
重要な事項については、必要の都度、顧問弁護士から法的な助言を得ております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、当社の行動規範に掲げるとおり、役員をはじめとして全従業員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断するため、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持し、万一、不当要求等があった場合には、顧問弁護士や警察当局、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等と連携を取り、あらゆる手段により排除に向けて対応する体制となっております。
また、全都道府県において暴力団排除条例が整備されたことを期に、当社は暴力団を含む反社会的勢力排除条項を、原則として全ての新規締結の国内契約に挿入しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

